

公益財団法人新潟市国際交流協会事業共催及び後援承諾基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人新潟市国際交流協会（以下「協会」という。）が、他団体と共催する事業及び他団体が行う事業の後援に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催とは、その事業の実施にあたり企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援とは、その事業の趣旨に賛同し開催を援助するために名義使用を認めることをいう。

(承諾の基準)

第3条 共催・後援（以下「共催等」という）の承諾は、事業の目的及び内容が明確に国際交流、国際協力の普及振興に寄与するもので次の各号に掲げる承諾基準に該当する場合に行うものとする。

(1) 事業の主催者についての承諾基準

- ア 国、地方公共団体又はこれらに準ずる公共的団体
- イ 新聞、テレビ等の報道機関
- ウ その他協会代表理事（以下「代表理事」という。）が適当であると認める団体

(2) 事業目的及び内容についての承諾基準

- ア 政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められる事業でないこと
- イ 公共性があり、営利を目的としないものであること
- ウ その他協会の方針に反しないものであること

(3) その他の承諾基準

- ア 事業計画が明確で主催者の行事遂行能力が十分であると判断されるものであること
- イ 行事の開催、開設等の場所は、環境保全、公衆衛生、公害防止等について十分な設備及び措置が講じられていること
- ウ 過去に共催等をしたものについては、承諾の条件が遵守されているものであること

(共催等の承諾申請)

第4条 共催等を受けようとする者は、あらかじめ申請書（別記様式第1号）を代表理事に提出し、その承諾を受けなければならない。

(承諾の通知)

第5条 代表理事は、共催等を承諾した場合には、当該申請者に対し承諾書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(事業中止等の届出)

第6条 主催者は、共催等の承諾を受けた後に事業の中止又は事業内容等に変更があった場合には、速やかに代表理事にその旨を届け出なければならない。

(事業報告及び決算書の提出)

第7条 代表理事は、共催を承諾した事業が終了した場合、主催者に対し、事業実績報告書（別記様式第3号）とその他必要な書類について、提出を求めることができる。

2 代表理事は、後援を承諾した事業が終了した場合、主催者に対し、前項の報告書とその他必要な書類について、求めることができる。

(共催等の取消し)

第8条 代表理事は、共催等の承諾を受けた者が、その事業に実施にあたり、この基準の第3条に掲げる要件を具備しなくなったと認めるとき、その他不適当な行為があると認めるときはこれを取消すものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、共催等に関し必要な事項は別に代表理事が定める。

附 則

1. この基準は、平成18年4月1日から実施する。

2. この基準は、平成23年4月1日から実施する。

3. この基準は、平成24年2月1日から実施する。